

『伊勢楽市』 出店要綱

『伊勢楽市』に出店していただくに当たり、下記の事項を厳守してください。

1. 出店資格

- (1) 本事業の開催趣旨に賛同し、設営、撤去等に出務して頂ける方で、伊勢市及び近隣市町村で、農林水産業又は特色ある地場産品の製造・販売に携わっている個人、企業、団体、組合。
- (2) 本事業の開催趣旨に賛同し、実行委員会が認め PR ブースとして出店する、個人、企業、団体、組合。

2. 出品物

- (1) 上記出店者が取り扱う地場産品。
- (2) 前項以外の物品で実行委員会が許可をする物品。

3. 出品及び使用してはならないもの

- (1) 伊勢地方以外の地名又はブランド名がはいっている物。
- (2) 爆発、発火、その他危険を伴う物。
- (3) 悪臭、騒音（発電機など）、振動、煙を発生し、他の人の迷惑となる物。
- (4) 破損、腐敗、汚物、不衛生、不良のおそれのある物。
- (5) 保存期間の経過した物。
- (6) 他の法令に違反した物。
- (7) その他主催者が不相当と認めた物。

4. 出店形態

- (1) 1ブースは約2.0m×2.0m。
- (2) 使用するテントは簡易の物で2.0m×2.0m、天幕が深緑色の物。
- (3) 突風等に配慮し、必ず重しをつけること。

5. 出店料と道路使用許可申請代

- (1) 1ブースあたり5,000円の出店料をお願いします。
- (2) 貴店の売り上げ（両日）の5%を楽市開催協力金として申し受けます。

6. 出店に伴う条件

- (1) 個人、企業の出店は2ブースまでとさせていただきます。
- (2) 組合、団体に限り3ブース以上希望される場合は、主催者側で協議させていただきます。

- (3) 出品物の搬入・搬出は、スタッフの指示に従い、管理・販売等は、出店者の責任で行って頂きます。
- (4) 出店に必要な設備・備品・販売要員等は、出店者にてご用意願います。但し、どうしても準備できない物については、ご相談ください。尚、ご希望の方には、
 - 電気（電源のみ）・・・有料（2, 000円）※必ずW数を正確に記入して下さい
 - 水（水道）・・・無料 ※必ず指定の水道を使って下さい。
- (5) 開催日両日中のうちいずれか1日出務して頂きます。
（※出務して頂けない場合は、出店をお断りさせて頂く場合があります。）
- (6) 出店ブースの位置は主催者側にて調整させて頂きます。
- (8) 保健所・税務署等の許可（届出）は出店者で行って頂きます。
（警察署への道路使用許可申請は主催者側で行います。）
- (9) 搬入から搬出までの間、出店者の故意又は過失により施設、設備、その他の出店物等を破損又は汚損し、他人に損害を与えた場合は、その出店者の責任において解決して頂きます。また、販売に際しての出品物に対する一切の責任は、出店者において解決して頂きます。
- (10) 駐車場不足のため、車の利用は最小限にお願いします。
（基本1出店者1台）
- (11) 周辺住民の迷惑にならないよう出店ブースの周りの清掃をお願いします。ゴミは各出店者でお持ち帰り頂きますようにお願いします。
- (12) 会場設営及び撤去のご協力をお願いします。
- (13) 販売開始時間は9時30分です。必ず厳守して下さい。
- (14) 前記事項に関する実行委員会の注意、警告に従わない場合は即時出店を停止させて頂き、以後の出店をお断りさせて頂く場合があります。（出店停止に掛かる損害等の補償は実行委員会では致しません）

7. 申込方法

出店希望者は、別添の出店申込書に必要事項を記入の上、下記まで郵送もしくはご持参下さい。

提出先：伊勢楽市実行委員会 事務局
（公益社団法人伊勢市観光協会事務局内）
〒516-0074 伊勢市本町16-2
TEL 0596-28-3705
FAX 0596-27-1049

8. その他

この要綱に定めのない事項については実行委員会で協議し、実行委員長が定めます